

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

せいかつ ほ ご せい ど もくてき 生活保護制度の目的

にっぽんこくけんぽうだい 2 5 じょう
日本国憲法第 2 5 条（すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を
いと な けんり ゆう さだ りねん もと くに せいかつ こま
営む権利を有する。）に定める理念に基づいて、国が生活に困っているすべ
こくみん たい こま ていど ひつよう ほ ご おこな
ての国民に対し、その困っている程度に応じて、必要な保護を行います。
そして、そのさいていげん ど せいかつ ほしょう じりつ たす
最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助けるこ
もくてき
とを目的としています。

とよたししゃかいふくしじむしょ
豊田市社会福祉事務所

とよたしやくしよせいかつふくしか
(豊田市役所生活福祉課)

生活保護のしくみ



◎生活保護は、国が定める最低生活費と収入を比べ、その世帯の収入または資産で満たすことのできない不足分を補う程度において行われます。

厚生労働大臣が定める 「最低生活費」	
収入 (就労収入、年金などの社会保障給付、 仕送りなど)	支給される 生活保護費

生活保護を受けるにあたっては、まずは資産やほかの制度を
活用します。それでも最低生活費に足りない分を
生活保護費として支給します。



厚生労働省の基準を審査基準として決定しています。

◎生活保護は「世帯単位」で認定します。

世帯とは、同じ住居で生計をひとつにしている集まりをいいます。
血縁関係や婚姻関係になくても、実態で同一世帯として認定します。
ただし夫婦の場合は、別居中でも、原則として同一世帯として認定
します。

し さん のうりよく せいかつ ほ ご いが い ほうりつ せいど かつよう
◎ **資産・能力・生活保護以外の法律や制度を活用します**

し さん かつよう
《**資産の活用**》

- ・ 預貯金
- ・ 不動産
- ・ 生命保険
- ・ 自動車
- ・ オートバイ
など

のうりよく かつよう
《**能力の活用**》

けんこうじょうたい のうりよく
健康状態や能力
に 応じて 働く
義務があります

せいど かつよう
《**ほかの制度の活用**》

- ・ 雇用保険
- ・ 医療費助成
- ・ 各種年金
- ・ 社会保障制度で給付を
受けられるもの

はたら のうりよく ひと せっきよくてき きゅうしょくかつどう しゅうろう おこな
* **働く能力がある人は、積極的に求職活動・就労を行ってください。**

ふようぎむ
◎ **扶養義務について**

ふようぎむしゃ はいぐうしゃ りょうしん こ きょうだいしまい ばあい
扶養義務者（配偶者、両親、子、兄弟姉妹など）がいる場合には、
じょうきょう おう えんじょ き
状況に応じ、援助することができるかをお聞きします。なお、扶養
ぎむしゃ せいかつ ほ ご う
義務者がいることで、生活保護が受けられなくなるわけではありません。

生活保護を受けるまで

相談・申請

生活福祉課の窓口で、相談員が家庭の事情や状況をくわしくお聞きします。生活保護の制度の説明とともに、ほかの制度の活用も検討します。

申請は生活保護を受ける本人が行ってください。
どうしても窓口にはこられない場合には事前に相談してください。

調査・審査

申請書の提出後、担当者が家庭訪問をします。同時に、生活保護を受けるための要件を満たしているか、などの調査を進めます。

決定

申請のあった日から**14日**（調査に日時を要する特別な理由がある場合には最長30日）以内に、保護を受けられるか、その場合の保護の種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面で通知します。

生活保護の種類



《どの年齢の方にも関係するもの》

生活扶助

衣食、光熱水費など、
日常生活に必要な費用

住宅扶助

家賃、地代、住宅補修など
に必要な費用

医療扶助

けがや病気の治療に必要な
費用（保険適用内のもの）

《このような費用も支給の対象となります》

- ・住宅の契約更新料・補修
- ・病院などの通院時の交通費
- ・おむつの購入費用
- ・小中学校、高等学校の入学準備金
- ・学校の部活動でかかる費用

《世帯の状況に応じて》

教育扶助

義務教育に必要な費用
(学用品、給食費など)

介護扶助

在宅や施設での介護サービスの
利用に必要な費用など

出産扶助

分べん費用など

生業扶助

就労に必要な資格取得費用、
高校や専修学校などの就学費用

葬祭扶助

死亡診断にかかる費用や火葬の
費用など

支給には一定の要件や限度額があり、すべて支給されるとは限りません。

* これらの扶助の中から特定の扶助を選んで申請することはできません

じゅきゅうかいしご しえん 受給開始後の支援

担当のケースワーカーが、あなたの世帯が自立できるように相談にのったり、適正な保護を実施するために必要な指導を行います。

あなたの世帯の生活状態の確認や、相談に応じるために、定期的に家庭訪問をします。

個人の秘密は固く守りますので、安心して相談してください。



せいかつ ほごひ しきゅうほうほう 生活保護費の支給方法

生活保護費は月単位で支給されます。原則として支給日は「毎月5日」で、「口座振込」または「生活福祉課での窓口支給」です。

5日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、直前の平日に支給します。

なお、申請した月については、申請日から月末までの日数を日割りで計算した額を支給します。

こんなときはどうするの？

●自動車をもっているが・・・

原則として自動車の所有および運転は認められません。
ただし、障がいがある方の通勤用など、一部認められる場合があります。

●病院にかかりたいときは・・・

生活保護が開始されると、医療費は社会福祉事務所から病院に直接支払われます。(ただし、医療保険適用内のものに限りです。)
国民健康保険・後期高齢者医療保険は使えませんので、病院にかかりたい時には必ず事前に連絡してください。



●借金（ローン）がある・・・

生活保護は受けられますが、生活保護費で借金の返済はできません。
借金については法テラスなどに相談しましょう。
生活保護開始後に借金をした場合は、収入として認定され、生活保護費が減額されます。また、年金担保貸付制度は利用できません。

●暴力団に入っていたことがある・・・

現在も暴力団に所属している場合や暴力団関係者は、生活保護は受けられませんが、現在は暴力団員でないことが確認できれば受けることができます。

生活保護費の返還と徴収

(1) 生活保護費の返還（法第63条）

生活保護費を受給したあとに、過去の分の年金や手当を受給したり、資産の処分が完了して収入を得た場合などには、それまでに受給した保護費の全額または一部を返還しなければなりません。

(2) 不正受給の費用徴収と罰則（法第78条）

不正受給はゆるされません。故意に届け出をしなかったり、偽りの申告をするなど、不正な手段により保護を受けた場合には、保護のために要した費用の全部または一部が徴収されます。

不正受給については、生活保護法の罰則規定（法第85条）あるいは刑法の規定に基づき処罰を受けることがあります。



(3) 扶養義務者からの費用の徴収（法第77条）

扶養義務者が、十分な扶養能力がありながら扶養をしなかった場合などには、その扶養義務者の扶養能力の範囲内で、保護のために要した費用の全部または一部を徴収されることがあります。

生活保護を受けている人の権利

(1) 正当な理由なく、生活保護を変更されたり、受けられなくなることはありません。(法第56条)

(2) 生活保護金品に対して、税金が課せられることはありません。(法第57条)

(3) 受け取る生活保護金品を差し押さえられることはありません。(法第58条)

* 生活保護の開始・停止・廃止などの決定の内容に不服があるときは、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

減免制度

生活保護を受けた場合は、次のようなものが減額または免除されます。減免については申請が必要です。

- ・ 国民年金保険料
- ・ 市民税、固定資産税
- ・ NHK放送受信料
- ・ し尿くみとり料
- ・ 粗大ごみ手数料

まも 守らなければならないこと

○生活の向上に努めましょう（法第60条 生活上の義務）

- ・能力に応じて勤労に励みましょう。
- ・支出を節約し、生活保護費を計画的に使いましょう。
- ・病気がある人は医師の指示に従い治療し、健康の維持向上に努めましょう。

○次のような場合には届け出をしましょう（法第61条 届出の義務）

- ・収入があったとき
給料・賞与・アルバイト代など
年金や手当、仕送りや援助、交通事故の損害賠償金など
- ・世帯状況が変わったとき
転入や転出、入院や退院、死亡、障がい者手帳を取得したときなど
- ・その他生活状況が変わったとき
家賃の変更、資産の取得 など

*生活保護費の決定にかかわるので、届け出が遅れると支給した
保護費を返還していただく場合があります。

○福祉事務所からの指示に従いましょう

（法第62条 指示等に従う義務）

- ・生活の維持向上のために必要な指導・指示に従いましょう。

そつだんまどぐち
そのほかの相談窓口

ねんきん
○年金

とよたねんきんじむしょ しんめいちよう
豊田年金事務所 (神明町3-33-2)

☎ 0565-33-1123

しごと
○仕事さがし

とよたこうきようしよくぎようあんていじよ とよた ときわちよう
豊田公共職業安定所 ハローワーク豊田 (常盤町3-25-7)

☎ 0565-31-1400

こうえいじゆうたく
○公営住宅

とよたしこうえいじゆうたく きたまち
豊田市公営住宅センター (喜多町6-3-4)

しえいじゆうたく
市営住宅 ☎ 0565-36-0655

けんえいじゆうたく
県営住宅 ☎ 0565-34-2001

ふくししきん
○福祉資金

とよたししやかいふくしきようぎかい にしきちよう
豊田市社会福祉協議会 (錦町1-1-1)

☎ 0565-34-1131

ほうりつそつだん
○法律相談

ほう みかわ おかぎきしやくしよない
法テラス三河 (岡崎市役所内)

☎ 050-3383-5465

〒471-8518 とよたしにしまち 豊田市西町3丁目60番地

とよたししゃかいふくしじむしょ とよたしやくしよせいかつふくしか
豊田市社会福祉事務所（豊田市役所生活福祉課）

TEL 0565-34-6635

FAX 0565-34-6798